

！重要なお知らせ！

住宅ローンの不正利用を勧める 悪質な業者にご注意ください。



投資用不動産購入の住宅ローン・
セカンドハウスローンでのお借入れは

契約違反 となります。



※収入証明書等の偽造は詐欺罪(刑法246条)や有印公文書偽造罪(刑法155条1項)・同行使罪(刑法158条)に問われ、刑事罰が課される可能性があります

※住宅ローン契約後に虚偽申告・書類偽造が判明した場合は一括返済請求、金利引上げの対応をさせていただく場合があります

少しでも怪しいと思ったらイオン銀行担当者へご相談ください。